広島県Ａ地域

離職後２年以内に他の単位地域（指定地域・特定指定地域以外）から

広島県Ａ地域で登録するときの講習・試験の流れ

※指定地域・特定指定地域：札幌地域・仙台地域・さいたま地域・千葉地域・東京地域・横浜地域・名古屋地域・京都地域・大阪地域・神戸地域・広島地域（広島県Ａ地域）・北九州地域・福岡地域

※地理講習受講及び「法令・安全・接遇」試験合格が必要

① 受講希望日の前週金曜日までにＦＡＸ（082-293-9296）で申し込み（講習は地理のみ）
受講申込書（別紙１）と受験申請書（第十六号様式）

② 地理講習受講

③「法令・安全・接遇」試験合格
※試験が不合格の場合は、翌日に再試験を実施

④ 登録と運転者証交付申請
※登録は新規登録となり、もとの単位地域の原簿から登録を消除していることが必要。
登録消除をする時は、前雇用会社の運転者証が返納されていることが必要。
※試験合格直後に運転者証の交付を受けたい場合は、登録申請書を受付時に提出すること。

【手数料の支払いについて】
協会加盟事業者　：協会費と併せて請求
協会非加盟事業者：受講料は、受付時に現金で支払う
登録等手数料は、講習修了後の運転者証交付時又は後日、登録申請時に現金で支払う

講習受講料

地理 （地理教本代 1,100 円込）	2,800 円

試験手数料

法令・安全・接遇	3,400 円

登録等手数料

登録	1,750 円
運転者証交付	1,750 円

（広島県Ａ地域運転者用）　　別紙１

受　講　申　込　書

令和　　年　　月　　日

広島地域認定講習実施機関
（一社）広島県タクシー協会　会長　様
（広島県タクシー運転者登録センター）

受講希望日	令和　　年　　月　　日、　　月　　日の２日間

※受講者区分（下表右端）	1	タクシー業務適正化特別措置法第７条第１項第３号に規定する講習（運転者として登録するための講習）として受講する方（登録の無い方）
	2	タクシー業務適正化特別措置法第１８条の２に規定する講習（命令講習）として受講する方
	3	上記、受講者区分１・２以外で受講する方（登録が有る異動等の方） 【区分３は、講習１日目のみの受講となります。２日目の講習は対象外です。】

ふりがな 受講者の氏名	生年月日	※受講者区分（該当に○印，区分２の場合は、受講科目を記入）		
	昭和 平成　　年　　月　　日	1 地理のみ	2 〔　　〕	3
	昭和 平成　　年　　月　　日	1	2 〔　　〕	3
	昭和 平成　　年　　月　　日	1	2 〔　　〕	3
	昭和 平成　　年　　月　　日	1	2 〔　　〕	3

所属事業者名：
電話番号：

（一社）広島県タクシー協会
TEL（082）233-9155
FAX（082）293-9296

注１　受講申込みは、原則、受講希望日の前週金曜日までにお願いします。
注２　講習1日目受付　午前８時３０分～８時５０分
注３　協会加盟事業者　：受講料等は協会費で請求しますので窓口でのお支払いはございません。
注４　協会非加盟事業者：講習１日目受付時にで受講料・試験手数料を現金でお支払いください。

○受講料
・区分１：8,300円【法令・安全・接遇：5,500円（教本代1,000円込）、地理：2,800円（教本代1,100円込）】
・区分２：１科目1,700円、別に教本代1,000円
・区分３：5,500円【法令・安全・接遇：5,500円（教本代1,000円込）】

R7.5ver

第十六号様式

受 験 申 請 書

一般社団法人広島県タクシー協会　殿

令和　　年　　月　　日

申請者の氏名

（事業者名　　）

生　年　月　日　　昭和・平成　　年　　月　　日

住　　所

タクシー業務適正化特別措置法の規定に基づく広島地域に係る輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験の受験を申請します。

※一般社団法人広島県タクシー協会使用欄

受験年月日	令和　　年　　月　　日予定

手数料納付確認	受理印	受験番号
法令、安全、接遇 3,400円		

R6.3～ver